

公害防止協定を締結しました。

○ 公害防止協定は、

- ・受入廃棄物の種類（13品目）
- ・埋立期間（5.5年以内）
- ・国の基準の概ね10倍厳しい
水質基準の設定
- ・安全管理委員会の設置
(地域住民の代表を含む) 等

今後、この協定に基づき、安全面に最大限配慮していきます。



（平成18年6月8日 県庁第1応接室）

公害防止協定（抜粋）

（目的）

第1条 この協定は、処分場の建設及び運営に関して、公害の発生を未然に防止し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 乙は、処分場の建設及び運営に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6に定める生活環境の保全を目的とする法令、山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年山梨県条例第12号）及び本協定に定める事項を遵守するものとする。

（受入廃棄物）

第3条 乙が受け入れる廃棄物は、山梨県内において排出される廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物及び同条第4項に規定する産業廃棄物のうち、別表1に掲げる種類のものとし、その受入基準については別に定める。

（廃棄物の埋立期間）

第4条 乙が、廃棄物の埋立処分を行うことができる期間は、埋立を開始したときから5.5年以内とする。

（処分場の管理体制等）

第5条 乙は、地域住民の生活環境の保全を図るために、処分場の建設及び運営に係る管理体制を確立するとともに、必要な設備及び機器を整備するものとする。

2 乙は、浸出水処理施設から排出する放流水について、別表2に定める浸出水処理施設放流水の水質基準に適合するよう処理するものとする。

（生活環境保全のための措置）

第6条 丙は、処分場を原因とする生活環境の保全上の支障が発生するおそれがあると認められるときは、乙に対し、その支障発生の防止のために必要な措置を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、直ちに丙と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

（事故が生じた場合の措置）

第7条 乙は、処分場の施設に故障、破損その他の事故が発生したことにより、生活環境の保全上の支障が生じたときは又はそのおそれがあるときは、甲及び丙と協議し、地域住民の生活環境の保全を図るために操業停止その他必要な措置を講ずるとともに、その状況を甲及び丙に報告するものとする。

2 処分場の施設に事故が生じたことにより、丙が設置する水道水源が汚染されるおそれが判明したときは、乙は速やかに、これに代わる水源を確保するものとする。

（立入調査等）

第8条 丙は、地域住民の生活環境の保全を図るために、乙に対し必要な報告をさせることができる。

2 乙は、丙が地域住民の生活環境の保全を図るために必要と認める場合、丙の職員及び丙の指定する地域住民等の処分場への立入調査を受け入れるものとする。

（安全管理委員会の設置）

第9条 乙は、処分場の建設及び運営について、地域住民や専門家の意見を聴くことにより、安全面に万全を期するため、甲、乙、丙（地域住民の代表を含む。）及び専門家からなる安全管理委員会を設置するものとする。

（苦情処理）

第10条 乙は、処分場に関して、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

（情報公開）

第11条 乙は、処分場が廃止されるまでの間、各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録を住民に公表するものとする。